



～例年と提出書類が変わります～

インフルエンザと診断された際の対応と手順

先日、学校からのお知らせの通知にもありましたが、今年度はインフルエンザと診断された際の対応と手順が変更となります。万が一インフルエンザと診断された時は、下記の手順に従って対応をお願いします。なお、三者面談のときに生徒一人につき1枚**療養報告書**をお渡しします。インフルエンザが治癒し、登校可能となった際にご利用下さい。

今年度は、例年にも増してご家庭での健康観察が重要になります。体調不良が疑われる際は無理して登校せず、早めに休養することが回復を早める事につながります。ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

インフルエンザと診断された際の対応・手順

- (1) 受診時、医師に登校可能予定日を確認
- (2) 速やかに学校に報告
- (3) 「インフルエンザにおける療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録
- (4) 検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録
- (5) 回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「インフルエンザにおける療養報告書」を持って登校し、学校に提出

[参考] インフルエンザの出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第19条)

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」

※ 「発症した後5日」とは、発症した日(発熱等の症状が出た日)を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて5日を経過した日となります。

※ 「解熱した後2日(幼児にあっては3日)」とは、解熱した日を0日とし、翌日を1日目として、その日から数えて2日(幼児にあっては3日)を経過した日となります。



出席停止期間のめやす表

発症後日数	0 (発症日)	1	2	3	4	5	6	7	8日目	
例1 発症から1日目に 解熱した場合	発熱	解熱				登校可能				
例2 発症から2日目に 解熱した場合	発熱		解熱							
例3 発症から3日目に 解熱した場合	発熱			解熱						
例4 発症から4日目に 解熱した場合	発熱				解熱					
例5 発症から5日目に 解熱した場合	発熱									解熱

※ 「発症した後5日」、「解熱した後2日(幼児にあっては3日)」のどちらか一方のみの基準を満たした状態では登校再開とはなりません。登校再開には、両方の基準を満たす必要があります。